

第 1 編 総論

.....



第**1**章

計画の基本的な考え方

○ 豊島区教育ビジョン 2025（豊島区教育振興基本計画）の策定趣旨

豊島区教育委員会は、これまで教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 19(2007) 年以降、豊島区教育振興基本計画（豊島区教育ビジョン 2010・2015・2019）を策定し、計画的・系統的な事業展開を進めてきました。

前計画である「豊島区教育ビジョン 2019」は、令和元(2019) 年度から令和 6(2024) 年度末までを計画期間として、「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」を目標に掲げるとともに、7 つの基本方針とそれを達成するための基本施策をもって、これに則り教育施策を進めてきました。

しかしながら、「豊島区教育ビジョン 2019」策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、社会は大きく変化しました。世界では、多極化およびグローバル化の動きが進む一方、地球規模での環境問題が深刻化するとともに国際情勢の不安定な状況が顕在化しています。日本では、少子高齢化、人口減少が加速する中で、超スマート社会 * の実現に向けた技術革新や DX（デジタル・トランスフォーメーション）*、共生社会 * の実現を目指した社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）* の推進などが求められています。

このように、教育を取り巻く社会環境はこれまでになく大きく変化しており、「豊島区教育ビジョン 2019」策定時には予測しえなかった新たな教育課題に対して、指標を掲げ計画的に取り組む必要があります。

新たな「豊島区教育ビジョン 2025」は、令和 7(2025) 年度から令和 11(2029) 年度末までを計画期間とし、こうした諸課題を踏まえるとともに、上位計画である「豊島区基本構想」や「豊島区基本計画」、区長が新たに定めた「豊島区教育大綱」との整合を図りつつ策定することとしました。

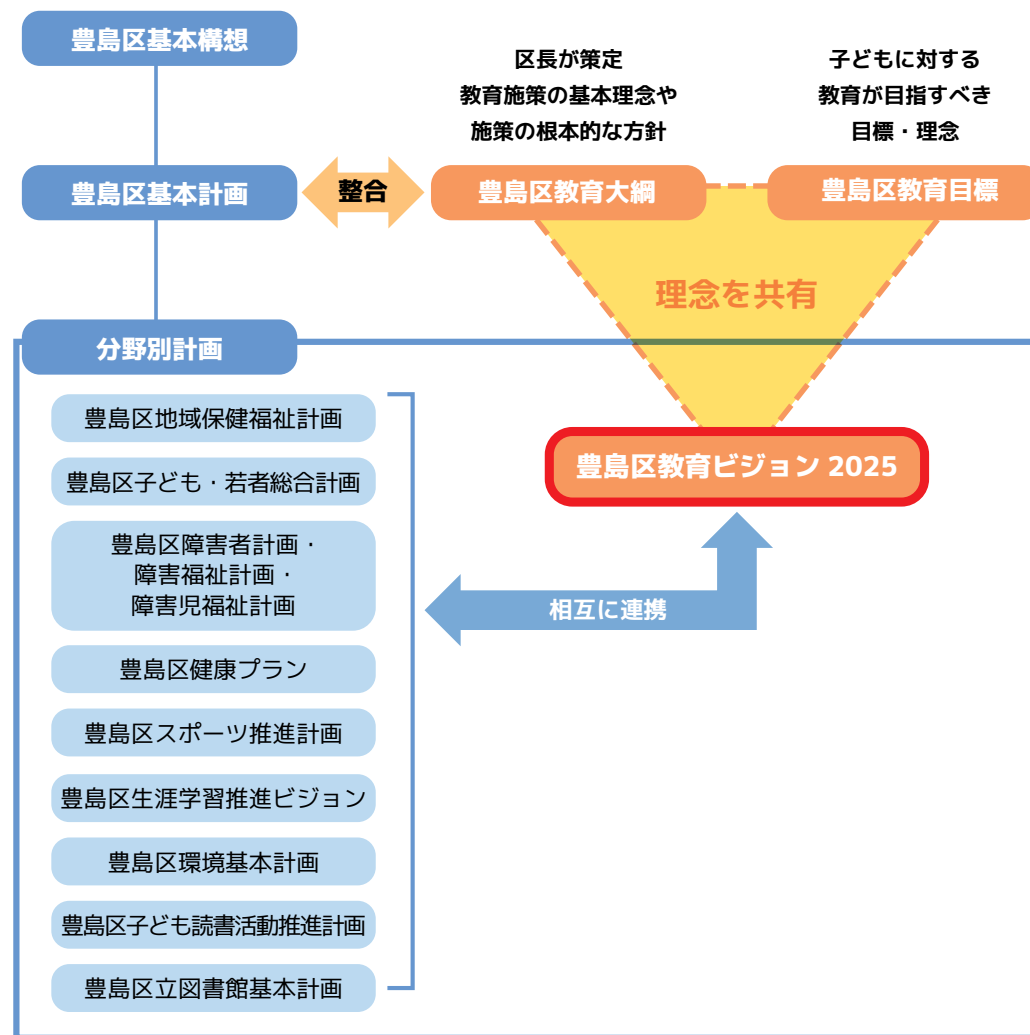
○ 計画の位置づけ

「豊島区基本構想」では、区に関わるすべての主体にとっての共通の指針として、3つの理念と7つの「まちづくりの方向性」を掲げています。また、「豊島区基本計画」では、目指すべきまちづくりの方向性の実現に向けて、50の施策を定めています。(P14・P15 参照)

「豊島区教育ビジョン 2025」は、豊島区の計画体系の最上位に位置する「豊島区基本計画」の分野別計画として位置づけ、「豊島区子ども・若者総合計画」など、他の分野別計画と相互に連携しながら、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画です。また、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、豊島区における教育政策に関する基本的な方針と施策を示すものとなっています。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育施策の基本理念や施策の根本的な方針について区長が定める「豊島区教育大綱」(P16・P17 参照)と、子どもに対する教育が目指すべき目標として教育委員会が定める「教育目標」(P28 参照)は、相互に理念を共有しています。

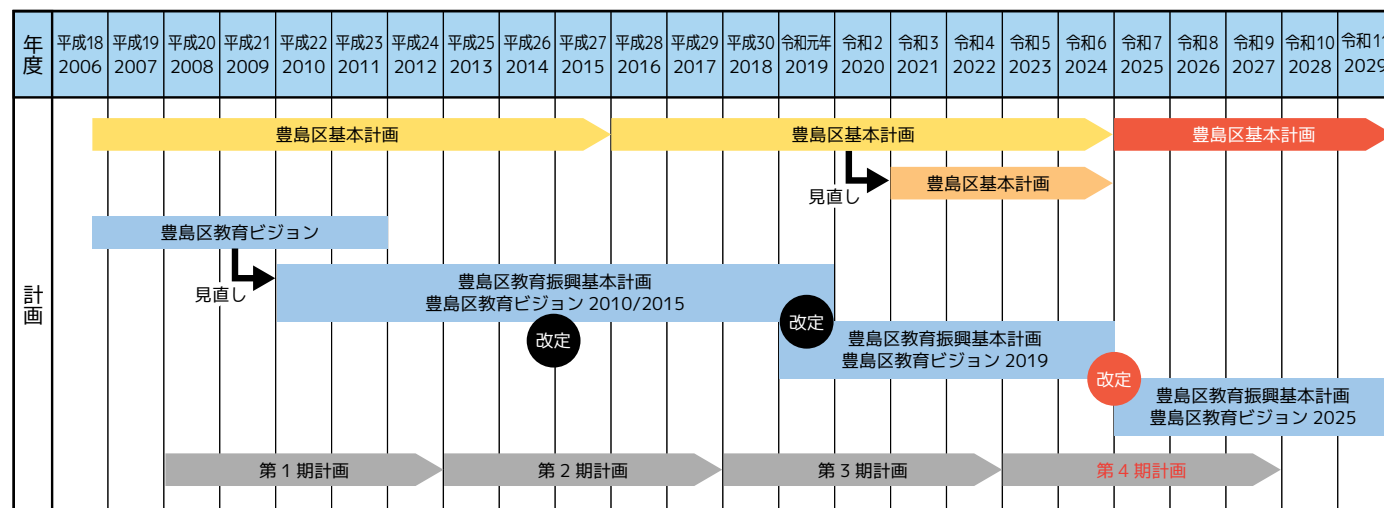
こうした考えのもと、教育委員会と区長部局が連携して教育政策を展開していきます。



○ 計画の期間・構成

計画期間

次の教育振興基本計画（国）の改定時期を踏まえ「豊島区教育ビジョン2025」の計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度とします。



計画の構成

「豊島区教育ビジョン2025」は第1編「総論」と第2編「各論」で構成されています。

「総論」では、新たな教育課題、国・東京都の動向、豊島区の現状と課題、豊島区が目指す教育について示しています。

「各論」では、計画の目標の実現に向けて掲げた教育政策の5つの基本方針、18の基本施策および計画の推進のために取り組む事項について示しています。

総論

- ・ 新たな教育課題、国・東京都の現状
- ・ 豊島区の現状と課題
- ・ 豊島区が目指す教育

各論

- ・ 5つの基本方針と18の基本施策
- ・ 計画の推進に向けて